

島根県立大学・島根県立大学短期大学部  
しまね地域国際研究センター研究助成金

## 募集要項

令和8（2026）年度版

島根県立大学事務局

## 1 趣旨

島根県立大学・島根県立大学短期大学部しまね地域国際研究センターは、島根県が抱える、地域及び国際的な課題を中心に、地域社会及び国際社会の発展に寄与する諸課題に関する研究に対する助成を行う。

## 2 助成区分

1名の申請者（研究代表者）につき、以下の区分A、Bのいずれか一方のみの申請とする。

項目	区分A	区分B
助成対象	(1) 島根県が抱える地域課題に関するテーマにおいて行う研究 (2) 国際社会の発展に寄与する課題に関するテーマにおいて行う研究	
研究代表者	本学の専任教員	本学の専任教員または事務局職員
助成対象者	本学の専任教員及び客員研究員の個人又は複数名で構成されたグループ	本学の専任教員・客員研究員・事務局職員の複数名で構成されたグループ
助成額	45万円以下/件	45万円以上90万円以下/件
採択件数	6件程度（予算の範囲内）	3件程度（予算の範囲内）

## 3 研究実施期間及び助成対象期間

研究実施期間	助成対象期間
1年間	交付決定日から令和9（2027）年3月31日（水）
2年間	交付決定日から令和10（2028）年3月31日（金）

## 4 助成対象経費

研究活動に要する謝金、旅費、消耗品費、設備備品費、その他センター長が必要と認める経費とする。ただし、別表1に掲げる品目については、対象外とする。

## 5 応募期間

令和8（2026）年4月1日（水）から令和8（2026）年4月26日（日）まで  
（当日必着）

## 6 応募方法

申請者（研究代表者）は、「申請書（様式第1号）」を事務局へ提出すること。

## 7 留意事項・助成の条件

### ①研究成果を公開・公表すること

※学会における発表、フォーラム・シンポジウム・研究会等における発表、又は学術誌（学会誌や学内研究紀要など）への掲載のいずれかの方法により、研究成果の公開・公表を行うこと。

### ②研究の成果については、「報告書（様式第4号）」を提出すること

### ③2年間の研究の場合、センター長は、1年目の経過報告に基づき、2年目の研究継続の適否を判断する

## 8 審査及び結果通知について

### (1) 審査・採択者決定方法

- ・運営委員会が、提出された申請書の内容に基づき、審査を実施する。審査は書面審査を原則とし、必要に応じて申請者（研究代表者）にプレゼンテーションを求めるものとする。
- ・学長は、運営委員会における審査の意見を踏まえて採択者を決定し、結果を申請者（研究代表者）に通知する。

### (2) 審査基準

#### ア 選考基準（以下のいずれか）

- ・島根県が抱える地域課題の解決を目指すテーマと認められるもの
- ・国際社会の発展に寄与する課題に関するテーマと認められるもの

#### イ 次に該当するものは採択しない

- ・予定された研究期間、予算では成果を出すことが難しいと考えられるもの。

## 9 報告

### (1) 研究期間が1年間の場合

助成金を受けた者は、研究の完了日から起算して30日以内又は令和9（2027）年4月30日のいずれか早い日までに「報告書（様式第4号）」を学長に提出しなければならない。

### (2) 研究期間が2年間の場合

#### ア 経過報告

助成金を受けた者は、初年度にあつては、令和9（2027）年2月末までに「経過報告書（様式第3号）※」（報告時現在の実績・3月末見込み）を学長に提出しなければならない。

#### イ 実績報告

助成金を受けた者は、最終年度（2年目）にあつては、研究の完了日から起算して30日以内又は令和10（2028）年4月30日のいずれか早い日までに「報告書（様式第4号）」を学長に提出しなければならない。

#### 10 助成金額の確定

学長は、センター長の報告に基づき、報告書の内容が妥当であると認めるときは、助成金の支払確定の通知をする。

#### 11 助成金交付決定の取消し

学長は、交付対象者が次のいずれかの事項に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、助成金額の確定があった後においても適用する。

- ①申請について不正の事実があった場合
- ②助成対象となる研究を中止した場合
- ③助成対象となる研究を実施する見込みがなくなると認められる場合
- ④助成対象となる研究の実施が、助成金交付決定の内容又はこれに付した条件に著しく違反していると認められる場合
- ⑤助成対象となる研究についての報告（報告会での報告を含む）を、正当な理由がなく拒み、妨げ若しくは忌避した場合

#### 12 助成金交付決定後の変更等

助成金の交付決定を受けた者は、次のいずれかの事項に該当する場合は、「変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）」を速やかに学長に対して提出し、その承認を得ること。

- ①事業を中止し又は廃止する場合
- ②事業が予定の期間内に完了しない場合
- ③研究目的を達成するための方法や計画の変更
- ④研究メンバーに追加・変更が生じた場合

#### 13 助成金の執行について

- ・助成を受けた者は、「研究費執行マニュアル」記載のルールを遵守すること。
- ・助成を受けた者は、助成金の申請、執行等に係る書類を整理し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間、これらの書類を保管すること。

#### 14 繰越申請について

研究期間が2年間として交付を受けた助成金について、助成金の次年度（2年目）繰越は原則不可の為、計画的な研究遂行に努めること。

別表1（「4 助成対象経費」関係）

対象外品目
<ul style="list-style-type: none"><li>・PC（ノートPC、デスクトップPC）</li><li>・タブレット端末</li><li>・撮影、録音機器（ICレコーダーも含む）</li><li>・モニター類</li><li>・OAソフト（分析ソフトも含む）</li><li>・プリンター（複合機も含む）</li><li>・スマートフォン</li><li>・ルーター機器</li><li>・その他（汎用性があり、目的外使用になり得るもの）</li></ul>

※上記の対象外品目が必要な場合は、個人研究費等での購入や研究期間内でのレンタル若しくは既存のもので対応をするものとする。

※学会への入会費および年会費については、本助成においては助成対象外とします。  
ただし、研究成果報告の為の学会等への「参加費」については助成対象とします。